

# 業務委託契約書

〇〇〇〇（以下、「甲」という）と株式会社SOLA（以下、「乙」という）とは、甲の業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

## （目的）

第1条 本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展をはかることを目的とする。

なお、委託業務遂行に関する細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上取り決めるものとする。

## （業務の内容）

第2条 甲は、次に定める業務（以下「委託業務」という）の全部又は一部を乙に委託し、乙はこれを受託する。

平成〇〇年〇〇月中に、次の物件を無人航空機により静止画〇カット及び動画〇分撮影し、電子媒体で納品する。

撮影物件：〇〇〇〇〇

- 2 甲は、前項に掲げる委託業務の内容、実施方法等の詳細については、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 甲又は乙は、必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議の上、委託業務の内容、実施方法、業務委託料等を改めて決定するものとする。

## （注意義務）

第3条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

## （再委託）

第4条 乙は自社の責任において、委託業務の全部又は一部について、第三者に再委託できるものとする。

## （業務委託料及び支払方法）

第5条 甲は委託業務完了後に業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については、〇〇万〇〇千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

- 2 経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議の上これを改定できるものとする。
- 3 第1項の業務委託料は、甲が、乙が別途指定する口座に業務委託料を振込んで支払うものとする。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

## （権利の帰属）

第6条 甲は第2条の業務で作成された動画及び静止画（以下、「成果品」という）の著作権等の権利について、乙が権利者であることを確認する。

## （利用権）

第7条 乙は甲に対し、甲が成果品を第1条に定める目的で使用するためにこれを頒布し、編集し、上映することに同意する。

- 2 乙が成果品の全部または一部を第三者に使用させる場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。但し、乙が成果品を乙において乙の広報・宣伝を目的として使用する場合はこの限りではないものとする。
- 3 本契約において乙の広報・宣伝目的とは、本映像が乙の製作に関連していることを明示することを主たる目的とした利用を指すものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、及び個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

(事故処理)

第9条 本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

(不可抗力)

第10条 降雨、強風、その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は、甲及び乙は共にその責を負わないものとする。

(協議事項)

第11条 本契約に定めのない事項及び本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上、甲乙間に契約が成立したので、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲： (所在地) 〇〇〇〇〇〇〇〇  
(団体名) 〇〇〇〇〇〇〇〇  
(代表者氏名) 〇〇〇〇

乙： 岡山県岡山市中区門田文化町三丁目4番5号  
株式会社SOLA  
代表取締役 田淵 浩一郎